

保険料を納め忘れると...

介護保険料を滞納すると、督促状や催告書が送付され、**督促手数料**や**延滞金**が課される場合があります。

また、介護保険料を納めないで滞納が続くと、現在介護サービスを受けていなくても将来介護サービスを受けるとき、滞納期間に応じて利用料の支払い時の負担が大きくなるなど、保険給付の制限を受ける場合があります。

介護保険料は忘れずに**納期限**までに納付してください。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線123)

介護保険料の納め忘れはありますか？

介護保険料は、年金年額18万円以上の方については、原則年金からの天引きにて納付となります。

ただし、年度の途中で65歳に到達された方、他市町村から転入された方、年度途中で収入申告の修正などで保険料の所得段階が変更となった方については、一時的に納付書で納めていただくこととなります。

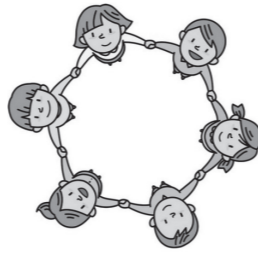
障害のある方とその家族などの集い《雑談会》開催のお知らせ

～みんなで美味しいお菓子と共に～

利根町が委嘱した障害者相談員の方と無料でなんでも気軽に相談やお話ができます。相談員は、当事者またはその家族でもあるため、同じ悩みや不安を経験しているかもしれません。

情報交換や経験談、抱えている悩みや不安、ご自身の体調や心配事、聞いて欲しいことなどみんなで気軽にお話しませんか。個人情報厳守いたします。

当日は障害者施設で手作りしている美味しいお菓子を用意してお待ちしております。準備などがありますので予約制となります。お気軽にお問い合わせください。



対象者 障害を抱えている方、その家族など
みなさんお問い合わせの上、ご参加ください。
※当日プレゼントあり...かも♪

日時 令和3年2月25日(木) 午前10時～正午

場所 利根町役場 5-A会議室

人数 10人程度まで(予約制)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては変更になる場合があります。

予約・問い合わせ先
役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線128)
参加希望の方はお気軽にご連絡ください。
主催：障害者まちかど相談室



福祉コラム 知って欲しいなマークの意味 ～Vo.1～

●障害者に関するマークについて

障害者に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。

障害者に関するマークには国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものがあります。

一人一人がマナーと思いやりを持って暮らしやすい社会にするためにこれらのマークの意味を知ってご理解とご協力をお願いいたします。

右の身体障害者標識(身体障害者マーク)は、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った場合は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ先 警視庁交通局 交通企画課 ☎03-3581-0141 (代)



身体障害者標識
(身体障害者マーク)

口座振替を利用すると、納付の手間が掛からず、納め忘れを防ぐことができます。また、口座振替では早割や前納をしていただくと国民年金保険料の割引がありますので、ぜひご活用ください。

●国民年金保険料の口座振替について

口座振替の種類は、下記の5つの方法から自由を選んでお申し込みいただくことができます。

振替方法	前納期間	申し込み期限	口座振替日 (※1)	納付額	割引額		備考
					口座振替の場合	現金前納の場合	
翌月末振替 (通常)				16,540円	-		保険料の割引なし
当月末振替 (早割)			毎月末	16,490円	50円 (※2)		本来の納付期限より1カ月早く振替する ※口座振替のみ
6カ月前納	4月分～9月分	2月末	4月末	98,110円	1,130円	810円	現金前納より 320円お得
	10月分～翌年3月分	8月末	10月末				
1年前納	4月分～翌年3月分	2月末	4月末	194,320円	4,160円	3,520円	現金前納より 640円お得
2年前納	4月分～翌々年3月分			381,960円	15,840円	14,590円	現金前納より 1,250円お得

・表内の割引額は令和2年度現在の保険料額による金額であり、令和3年度の割引額は変動する場合があります。令和3年度の保険料額は、令和3年2月下旬に日本年金機構から告示される予定です。

※1 振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

※2 当月末振替(早割)の割引額は、1カ月分当たりの金額となります。

●申し込み方法

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、下記のいずれかの方法で提出してください。

①直接窓口へ提出する場合

土浦年金事務所(※)や、振替を行う口座をお持ちの金融機関へご提出ください。
(※〒300-0812 土浦市下高津2-7-29)

②郵送する場合

土浦年金事務所へ郵送してください。
※申出書は、役場保険年金課や土浦年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページ内にあります。
なお、窓口への提出や郵送前には、振替が適用される月と提出の期限を必ずご確認ください。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
(自動音声にしたがって【2】のあとに【2】をダイヤルしてください。)
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211 (内線176)

保険料を納め忘れると...

督促状や催告書が送付され、督促手数料や延滞金が課される場合があります。

また、被保険者証の更新時に、有効期間が短い短期被保険者証となる場合があり、医療機関などへの受診に不便を来します。保険料は忘れず納期限までに納付してください。

問い合わせ先 役場保険年金課 後期医療係
☎68-2211 (内線178)

後期高齢者医療保険料の納め忘れはありますか？

後期高齢者医療制度の保険料は、特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(納付書や口座振替による直接納付)により、個人ごとに納付していただきます。

これまで特別徴収となっていた一方で、保険料の額が増減した場合などに、一時的に普通徴収へ変更になることがあります。

また、新たに加入(年齢到達・転入など)となった方も、特別徴収が開始となるまでの間は普通徴収となります。

このように納付方法が変更される場合がありますので、ご自分の保険料に納め忘れがないか、ご確認ください。

国民年金保険料の納付は、口座振替での前納が便利でお得です！